



報道機関各位

平成29年7月10日

健康福祉部健康増進課 担当者 佐野、野路、上藤 電話番号 0776-20-0351 県庁内線番号 2625、2626

腸管出血性大腸菌感染症の発生について（平成29年第9報の続報）

平成29年7月7日に発表した、坂井健康福祉センター管内において発生した腸管出血性大腸菌感染症（平成29年第9報）に関して、発表時以降、新たに判明した内容および経過は次のとおりである。

1 接触者の状況

衛生環境研究センターで実施した接触者3名の検便の結果、1名（30代女性）の便から腸管出血性大腸菌O157およびベロ毒素を検出した。当該患者1名に症状はない。（無症状病原体保有者）

残り2名のうち、1名は陰性であった。（1名検査中）

<p>前回（第9報）の概要</p> <p>患者 坂井健康福祉センター管内在住の女兒 1名</p> <p>患者の主な症状：水様性下痢</p> <p>現在の状態：症状は回復している。</p>

2 対応

坂井健康福祉センターにおいて、次の措置を実施した。

- ① 本人の健康状態、行動および喫食状況を調査
- ② 衛生教育の実施
- ③ 自宅等の消毒の指示 ※食中毒については、その可能性も含め医薬食品・衛生課(0776-20-0354)で調査中です。

3 腸管出血性大腸菌感染症の発生状況

		平成27年	平成28年 (全国は暫定数)	平成29年 (全国は6月25日現在)	備考
全国	届出数 (人)	3,573	3,619	704	昨年同期： 647人
福井県	発生件数 (件)	17	19	9	昨年同期： 7件
	届出数 (人)	25	29	11	昨年同期： 9人
	有症者 (人)	16	20	7	昨年同期： 6人
	無症者 (人)	9	9	4	昨年同期： 3人
	初発 (月日)	3/19	3/25	5/17	
最終 (月日)	11/10	11/28			

※ 腸管出血性大腸菌感染症の発生がありましたので、以下のことを徹底してください。

感染を予防するには、各家庭において次の事項に留意することが大切です。また、腹痛や下痢、血便等の症状がある場合には調理等を行うことを控え、早めに医療機関を受診しましょう。

- ① 少量の菌で感染が成立することから、手洗いが最も重要です。特に調理や食事の前、用便後や便の始末をした際には十分に手を洗いましょう。
- ② 調理器具は食品ごとにこまめに流水で洗い、熱湯をかけておきましょう。
- ③ 生野菜は流水でよく洗い、肉類や加熱する食品は十分に加熱（中心部を75℃で1分間以上）しましょう。
→生食用の牛レバーおよび豚肉（内臓を含む。）は提供・販売されていません。
- ④ 焼肉をする場合は、生肉専用の箸を用いるなど、箸の使い分けをしましょう。